

21—03.1 P U D T

審判請求書の「請求の理由」欄の記載

審判請求の理由を記載することは、特 § 131①三、実 § 38①三、意 § 52、商 § 56①の規定によって義務づけられている。

1. 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、審査官及び審判官が請求人の主張を迅速かつ的確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を実質的な内容をもって明確に記載することが必要である（東高判昭63.10.11（昭61（行ケ）96号）、最二小判平1.4.14（平1（行ツ）7号））、東高判平11.11.9（平10（行ケ）312号））。

審判請求書の「請求の理由」欄に実質的理由が記載されていないときには、特 § 131①三、意 § 52、商 § 56①の規定に違反するものとして、特 § 133①、意 § 52、商 § 56①（又は特 § 17③、意 § 68、商 § 77②）の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特 § 133③、意 § 52、商 § 56①（又は特 § 18①、意 § 68②、商 § 77②）の規定により決定をもって審判請求書を却下（又は請求手続を却下）する（→61—04）。

また、訂正審判請求書の「請求の理由」欄の記載が、その記載要件（特 § 131③、特施規 § 46の3②）を満たさないときにも、審判長は特 § 133①の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特 § 133③の規定により決定をもって訂正審判請求書を却下する。

特に、特許出願の拒絶査定不服審判事件については、次のとおりである。

(1) 手続の内容

ア 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特 § 17③により長官名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同 § 18①の規定

により請求手続を却下とする。

- イ ア以外については、特 § 133①の規定により審判長名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同 § 133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下する。

(2) 補正命令の基準

- ア 「詳細な理由は追って補充する」等のように、後日補充する旨の意思のみが記述されているもの。
- イ 「原査定は不服である」等のように、原査定の結論自体を承服できないとする旨の意思のみが記述されていて、具体的に承服できない点が記述されていないもの。
- ウ 原査定に至った経過のみが記述されているもの。
- エ ア～ウの組み合わせに相当するもののみが記述されているもの。

2. 無効審判（→51—04）

(改訂H27.2)